

VI 課題と提言

1 地方公共団体への提言

1) 虐待の発生・深刻化予防

(1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制

望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備

(内容)

日齢0日の死亡は、0歳児の死亡の中で最も多い傾向は変わらない。望まない妊娠が背景にあり、特に10代を中心とする未婚初産の母親は、妊娠や出産についての知識が乏しく、相談できる相手がない、相談できる場所を知らないなどの特徴を持つことから、

- 地域で相談できる体制の更なる充実と相談できる機関についての周知
- 妊娠・出産、経済的支援制度、里親・養子縁組制度についての知識を得る機会を促進
- 相談を受けた機関が継続的な相談・支援につなぐための連携体制の整備

等について母子保健担当部署、児童福祉担当部署、その他福祉事務所や婦人相談所等が連携を図りながら、地域に密着した様々な取組を推進するべきである。

妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進

(内容)

子どもの死亡事例には、医療機関が養育支援を必要とする家庭と認識しながら、すぐに保健機関に連絡をしていなかったため、保健機関の対応が遅れて起こった事例がみられた。望まない妊娠が背景にあると推測される場合や精神的な問題がある場合は、退院直後から事件が発生する可能性もあるため、早期に医療機関と保健機関の間で情報の提供・共有を行うことが重要である。医療機関が養育支援を必要と判断した母親（家庭）の抱える問題について、早期に情報収集・アセスメントを行い、支援計画を立て支援を開始するための体制整備を促進すべきである。また、市町村が妊娠届出・母親（両親）学級などの母子保健事業などにおいて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭

を把握した場合も同様に、医療機関への情報提供・共有をはかることで、支援の連携体制を整備・促進すべきである。さらに、これらの情報については、各機関にとどまらず、要保護児童対策地域協議会で共有し、支援方針について検討していくことが望ましい。

(2) 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実

養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関（母子保健担当部署等）の質の向上と体制整備

(内容)

死亡事例において、市町村の母子保健担当部署（保健センター等）が関与していた事例が、虐待死・心中の事例ともに約5割を占めていた。

乳幼児健康診査では、子ども自身だけでなく、きょうだいや養育者の状況を把握する機会と捉え対応することが重要である。また、乳幼児健康診査の未受診や訪問指導の拒否の場合は、子ども虐待のリスク要因の一つと捉え、受診勧奨を行うとともにできるだけ子どもの状況を確認する必要がある。

心中事例では父母に精神的な問題があるものや、子どもに発達障害などの問題のあるものもみられるため、市町村職員は、母子保健だけでなく精神保健などについての知識と援助技術が求められる。妊娠期からの予防的な対応を早期に開始することにより、虐待の発生や深刻化を防ぐことが重要である。

そのため、

- 母子保健（虐待対応を含む）業務に従事する市町村保健師の情報収集・アセスメント能力、面接等援助技術などの質の向上と、体制の整備・拡充
- 保健所等による母子保健（虐待対応を含む）業務に従事する市町村保健師に対する、都道府県スーパービジョン体制の整備
- 自殺対策と連動した虐待防止策（心中の防止）についての検討

をすべきである。

養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備

(内容)

医療機関が養育支援を必要とする家庭を把握したものや、乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援を必要とする家庭を把握したものについて、早期に支援を開始する必要がある。そのため、養育支援訪問事業等を活用し、早期支援を開始できる体制を整備すべきである。支援を拒否する場合などは、要保護児童対策地域協議会において、複数機関で支援方針などについて協議し、連携を図り対応すべきである。

2) 虐待の早期発見とその後の対応

(1) 児童相談所の体制の充実

児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備

(内容)

児童相談所が関与していた事例は、虐待死・心中事例においてそれぞれ2から3割を占めていた。事例の中には、子どもの安全確認や虐待防止の対応を親族や学校などの他の機関に任せきりにし、児童相談所としての役割を果たしていない事例もあった。児童相談所は、安全確認や対応を依頼したとしても、自らの責任を持って判断し、継続的なアセスメントを行うなど、児童虐待対応の中心的な機関としての役割を果たすべきであり、そのための職員の研修や体制の不断の見直しを行うべきである。

(2) 早期発見につなげる体制づくり

養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と相談や支援につながる体制の整備

(内容)

行政機関が関わる機会が少ない保育所や幼稚園等に所属していない子どもの状況についても、市町村（児童福祉担当部署、母子保健担当部署等）と連携を図り把握するべきである。また子育てを行っている家庭が孤立したり、悩みや問題が生じたときに相談できずに一人で抱えることのないよう、相談機関や子育て支援事業等を周知し、活用を促進させるとともに、相談が途切れることな

く継続的な相談につながる体制を充実させるべきである。

通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

(内容)

虐待通告のあった事例は、虐待死で約2割、心中事例で約1割であり、虐待を受けたと思われる子どもを発見しても、通告が行われていない場合が今なお多くみられた。虐待を受けたと思われる子どもを発見した人は通告義務があること、児童相談所全国共通ダイヤル等の通告先、通告することにより支援開始のきっかけとなり子どものみならず養育者も助けられること、通告した人を特定する情報は守られることなどについて、引き続きあらゆる機会を通じて広報・啓発を充実させるべきである。

(3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保

児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備

(内容)

今回も入所措置解除時に養育者、養育環境、家族構成員の関係性などについての十分な情報収集と、それに基づく虐待の発生要因についてのアセスメントが行われておらず、地域の関係機関との協議がなされずに家庭復帰した後、虐待が発生したものがみられた。入所措置解除の検討にあたっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」において、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容や家庭復帰後の援助について詳細に定めており、これらに則った対応が必要であり、児童相談所の情報収集・アセスメント力、面接等援助技術の向上を図る必要がある。また、家庭復帰に向けた養育者の指導や復帰後の関係機関による支援体制を構築し、復帰後における子どもの安全が確保されたうえで入所措置解除を行うべきである。特に、措置解除後の支援においては、関係機関がどのような点に留意しながら支援を行うのか、互いの役割と支援方針を常に共有しておくことが必要である。

3) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携の推進

要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化

(内容)

要保護児童対策地域協議会で検討を行った死亡事例は、虐待死で約 10%、心中事例で 3%に留まっていた。当初対応した機関が情報収集やアセスメントが不十分であったため事態の深刻さがわからず、単独で抱え込んでいたものや、要保護児童対策地域協議会に情報が提供されたもののリスクアセスメントが適切でなく、ケース検討が行われていなかったものがみられた。要保護児童対策地域協議会の調整機関職員の専門性の向上や、構成機関の専門性を強化し、積極的な活用を図るべきである。

また、要保護児童対策地域協議会の対象ケースとしている場合でも、進行管理が不十分であったり、支援方針の見直しがなされずに経過してしまっていた事例もあることから、調整機関のマネジメント機能を強化するとともに、構成機関が情報を共有し、アセスメントや支援方針の決定を共同で行うべきである。

なお、要保護児童対策地域協議会の活用が十分なされるよう、継続的に市町村は自己点検をするとともに、児童相談所は目配りするべきである。

4) 地方公共団体における検証の在り方

虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施

(内容)

虐待死についての地方公共団体における検証の実施率は高くなっているが、提言が具体的でないものも多い。提言は、虐待の防止のために必要な事項を具体的に示すべきであり、また、提言に対する取組状況を確実に評価すべきである。

2 国への提言

1) 虐待の発生・深刻化予防

望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の連携体制の整備

(内容)

国は、望まない妊娠について相談できる体制の整備を推進することが必要である。

このため少なくとも、

- 地域で相談できる体制の更なる充実と相談できる機関についての周知
- 妊娠・出産、経済的支援制度、里親・養子縁組制度についての知識を得る機会促進
- 相談を受けた機関が継続的な相談・支援につなぐための連携体制の整備等について、既存の各相談機関（女性健康支援センター、児童相談所等）が望まない妊娠について連携して相談を行うポイントを提示すべきである。

養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備

(内容)

国は、妊娠期からの養育支援を必要とする家庭についての情報共有・連携体制の整備を推進することが必要である。

望まない妊娠が背景にある場合など医療機関にて養育支援が必要と判断した家庭について、市町村へ情報提供することで早期からの支援が可能となる。また、母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業など市町村で把握した情報を医療機関に情報提供することも必要な場合がある。こういった情報のやり取りを、要保護児童対策協議会にて共有し、関係機関で支援方針について検討していくことも望ましい。

こうした連携の具体例を地方公共団体に対しモデルなどを示した上でその促進に努めるべきである。

2) 虐待の早期発見とその後の対応

児童相談所や市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制の整備

（内容）

国は、地方公共団体が児童相談所及び市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制の充実を図るための取組（専門性を備えた人材の充足、資質の向上を図るための研修やスーパービジョンの整備など）の支援に努めるべきである。

また、児童相談所や関係機関が関与した事例の背景について、人員体制、専門性不足などの原因を把握し具体的な対策をたてるべきである。

通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

（内容）

虐待の深刻化を防ぐためには、虐待の早期発見が重要であるが、虐待の通告義務があることや通告先を知らない人や、通告すれば当該家庭に知られるのではないかと恐れて通告を躊躇する人がある。そのため、国は、引き続きあらゆる機会を通じて、広報・啓発を充実させていくべきである。

また、医療機関に対しては、日常診療の中で虐待に気づき適切に対応する体制がとれるように啓発するべきである。

養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法の開発及び普及

（内容）

国は、養育者への指導の状況や入所措置解除後の子どもの状況の把握を行うとともに、地方公共団体が実施する様々な親子の再統合に向けた援助の支援を行いながら、効果的な指導法についての知見の収集や技法の開発を進め、その成果を児童相談所へ普及するべきである。

3) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した 関係機関の連携

要保護児童対策地域協議会の活用促進及びマネジメント機能の強化

（内容）

国は、要保護児童対策地域協議会の調整機関としてのマネジメント機能の向上に資する好事例、関係機関の連携による要保護児童対策地域協議会の具体的な活用例等を収集し、周知すべきである。

4) 地方公共団体における検証の在り方

地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価
の確認

（内容）

国は、地方公共団体が行った検証の方法や検証内容を確認した結果を踏まえて、必要に応じて「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（雇児総発第 0314002 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の改正について検討すべきである。

また、引き続き地方公共団体が行う検証の報告書を収集し、地方公共団体をはじめとして児童虐待に関わるすべての人に、報告書が広く活用される方策を講じるとともに、地方公共団体の提言に係る取組及び取組に対する評価の確認、検証内容の分析等を行うべきである。